

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月20日
【会社名】	ヒューリック株式会社
【英訳名】	Hulic Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西浦 三郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
【電話番号】	(03) 5623 - 8100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 総合企画部長 小林 元
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
【電話番号】	(03) 5623 - 8100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 総合企画部長 小林 元
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 7,878,288,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が平成27年4月20日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

< 前略 >

（注）2 本募集とは別に、平成27年4月8日（水）開催の取締役会において、当社普通株式の日本国内における募集（以下「国内一般募集」という。）及び海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）を行うことを決議しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から6,450,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

国内一般募集及び海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

（注）2 本募集とは別に、平成27年4月8日（水）開催の取締役会において、当社普通株式の日本国内における募集（以下「国内一般募集」という。）及び海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）を行うことを決議しております。また、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式6,450,000株の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。

国内一般募集及び海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」をご参照下さい。

< 後略 >

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,450,000株	8,103,973,500	4,051,986,750
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	6,450,000株	8,103,973,500	4,051,986,750

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当株数	6,450,000株
払込金額の総額	8,103,973,500円

&lt; 中略 &gt;

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成27年3月31日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,450,000株	7,878,288,000	3,939,144,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	6,450,000株	7,878,288,000	3,939,144,000

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当株数	6,450,000株
払込金額の総額	7,878,288,000円

&lt; 中略 &gt;

- 2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額（発行価額の総額）から増加する資本金の額（資本組入額の総額）を減じた額とします。

(注) 3の全文削除

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成27年5月15日(金)	該当事項はありません。	平成27年5月18日(月)

(注)1 発行価格については、平成27年4月20日(月)から平成27年4月22日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に国内一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。  
なお、資本組入額は資本組入額の総額を本件第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

- 2 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。  
3 みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。  
4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,221.44	610.72	100株	平成27年5月15日(金)	該当事項はありません。	平成27年5月18日(月)

- (注)1 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。  
2 みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。  
3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(注)1の全文削除及び2、3、4の番号変更

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,103,973,500	47,000,000	8,056,973,500

- (注)1 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。  
2 払込金額の総額は、平成27年3月31日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,878,288,000	47,000,000	7,831,288,000

(注) 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

(注)2の全文及び1の番号削除

## (2)【手取金の使途】

## (訂正前)

上記差引手取概算額上限8,056,973,500円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額53,776,311,500円及び海外募集の手取概算額上限20,442,095,000円を合わせた手取概算額合計上限82,275,380,000円について、平成29年末までに339億円を保有物件の建替・開発事業のための投資資金に、平成27年末までに136億円を新規物件の取得資金に、平成27年末までに残額を近時の物件の取得資金の一時的な調達を目的として当社が発行した短期社債(コマーシャル・ペーパー)の償還資金の一部に充当する予定です。

<後略>

## (訂正後)

上記差引手取概算額上限7,831,288,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額48,264,240,000円及び海外募集の手取概算額上限23,880,512,000円を合わせた手取概算額合計上限79,976,040,000円について、平成29年末までに339億円を保有物件の建替・開発事業のための投資資金に、平成27年末までに136億円を新規物件の取得資金に、平成27年末までに残額を近時の物件の取得資金の一時的な調達を目的として当社が発行した短期社債(コマーシャル・ペーパー)の償還資金の一部に充当する予定です。

<後略>

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

< 前略 >

公募による新株式発行の発行株式総数は59,550,000株であり、国内一般募集株数43,050,000株及び海外募集株数16,500,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数14,350,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数2,150,000株）を**目処に募集を行います**が、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

公募による新株式発行の発行株式総数は59,550,000株であり、国内一般募集株数39,750,000株及び海外募集株数19,800,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数17,650,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数2,150,000株）の**募集が行われます。**

< 後略 >

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

当社は、平成27年4月8日（水）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から6,450,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年5月13日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、平成27年4月8日（水）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議しておりますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式6,450,000株の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、平成27年4月23日（木）から平成27年5月13日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >